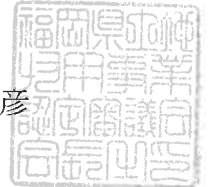


4 事 審 第 2 号
令和4年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

福岡県土地収用事業認定審議会
会長 稲 澤 勝 彦



事業の認定に関する処分について（答申）

令和4年11月15日付け4用第1027号で諮問のありましたことについて、審議の結果、北九州市を起業者とする「門司港地域複合公共施設整備事業」について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づく事業の認定につきましては、下記のとおり相当と認めることを答申します。

記

〈土地収用法第20条第1号関係〉

本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館」、同条第31条に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を満たしていると判断できる。

〈土地収用法第20条第2号関係〉

本件事業の起業者である北九州市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、令和4年度土地取得特別会計補正予算により既に財源措置を講じていることから、「起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。」と認められるため、土地収用法第20条第2号の要件を満たしていると判断できる。

〈土地収用法第20条第3号関係〉

門司港地域には建物の老朽化の進行、交通アクセスの不便さ、分散した立地や類似施設の配置による非効率性などの課題を抱えた公共施設が点在しており、早期の改善が必要となっている。

そこで同市は、平成28年2月に「北九州市公共施設マネジメント実行計画」を

策定し、門司市民会館、門司生涯学習センター、門司勤労青少年ホーム、門司図書館、旧国際友好記念図書館、門司区役所庁舎、港湾空港局庁舎を複合化や多機能化により一つの建物に集約し、複合公共施設とすることとしたものである。

本件事業の施行により得られる利益については、JR 門司港駅周辺に整備することで、交通アクセスの利便性が向上する。また、各施設を一体的に整備する複合公共施設とすることで、床面積の削減が図られ、施設の維持管理費を削減することができる。さらに、多目的ホール等の文化施設を一体的に整備することで、より活発な活動を支える環境づくりが進み、施設の利便性の向上が図られるなど、相当の効果が見込まれる。

一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は確認されておらず、軽微なものであると考えられる。

また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、交通利便性、接道条件、事業費の面等から3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、事業費は中位となるものの、交通利便性が高く、立地条件に優れていることから、社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

以上のことから、「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。」と認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を満たしていると判断できる。

〈土地収用法第20条第4号関係〉

門司港地域には老朽化が進んだ公共施設が中心市街地を取り巻くように立地しており、これらの多くはバリアフリーに未対応であること、また、稼働率が低い状況や類似施設が複数立地していることから、運営の非効率性の問題などがかかえていること、さらに本件事業は「北九州市公共施設マネジメント実行計画」に掲げられている事業であることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

以上のことから、「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。」と認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を満たしていると判断できる。

附 帯 意 見

風水害、地震、津波等災害は近年、どこでも発生するとされ、どんな場所でも災害からは逃れられない。防災・減災の目線が大切である。

本件事業計画は、高潮の災害リスクをできるだけ軽減し、災害応急対策活動の拠点となる区役所において業務が継続できるように、「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」に則り、庁舎機能を2階以上に配置、重要設備を上層階に設けるなどの対策を講じ、災害に対する機能向上を図っている。この点から見て、災害等の恐れは本件の事業認定を否定すべき理由にはならないと判断する。

